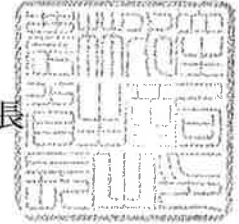


30生産第1737号  
平成31年1月9日

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会会長 殿

農林水産省生産局長



### 平成31年春の農作業安全確認運動の実施について

近年、農業就業人口が減少する中、農作業死亡事故は300人以上で推移している状況であることから、事故件数を減少させることが喫緊の課題となっており、農作業事故防止に向けた対策の強化を図る必要があります。

このため、春作業が行われる3～5月を重点期間として、別添のとおり、全国の関係機関の協力の下、が春の農作業安全確認運動を実施します。

については、本運動が農業現場へ確実に浸透し、農作業事故を減少させる取組が着実に実施されるよう、本運動の実施に御協力いただくとともに、貴職より貴会会員各位に対し協力を要請していただきますよう御願います。

また、運動の開始にあたり、本年の取組方針等を議論する農作業安全確認運動推進会議を別紙のとおり開催いたしますので、貴団体からの出席につき御配慮いただきますよう御願います。

(別添)

## 平成 31 年春の農作業安全確認運動の展開について

農業就業人口が減少する中、毎年約 300 人以上発生し続けている農作業死亡事故を減少させるため、春作業が行われる 3～5 月を重点期間として、関係団体・企業等と一体となって「春の農作業安全確認運動」を展開する。

平成 31 年の運動については、GAP（農業生産工程管理）の周知を通じた現場の改善活動、農業者への安全確保の声かけ・注意喚起等の農作業事故防止対策の取組を推進する。

### 1. 取組方針

農作業安全確認運動が全国で一体となって推進されるよう、重点推進テーマを設定し、運動の浸透・充実を図る。

#### (1) 重点推進テーマ

「まずはワンチェック、ワンアクションで農作業安全」

#### (2) 農作業安全確認運動の取組内容

この春の農作業安全確認運動期間においては、

##### ① 農作業事故防止の重点的な推進活動

(ア) 農作業事故防止に向けた取組は、GAP で取り組む労働安全管理と密接に関連することから、GAP の周知・実践の促進や事故分析情報、農作業安全「リスクカルテ」等を活用した現場での改善を図る。

(イ) 農畜産業者のみならずその家族等に対しても安全意識の向上が図られるよう、地域での事故事例や啓発資材等を活用した「声かけ」（注意喚起）を実施するとともに、回覧板や広報誌、広報車など、様々なツールを用いて 1 人でも多くの農業者に所要の情報を届ける。また、全国的に乗車中の事故が多く発生している乗用型トラクターに関しては、乗車時のシートベルト、ヘルメットの着用の声かけを統一的に実施する。

(ウ) 農畜産業者等が参加する多種多様な会議、集会、講習会、イベント等で農作業安全に係る話題を取り上げ、農畜産業者等の安全意識の向上を図る「+（プラス）安全」の取組の定着化を図る。

(エ) 地域毎の労災保険特別加入制度の加入状況を踏まえ、農業団体における労災保険特別加入団体の設置の促進と労災保険特別加入制度への農業者の加入促進を図る。

## ② 農作業事故防止に向けた各種取組の実施

- (ア) 農作業事故情報の収集・分析は、事故防止の取組を進める上で極めて重要であることから、引き続き、都道府県、農機メーカーや販売店等における農作業事故情報の収集を強化するとともに、事故分析情報を活かし農業現場での安全利用や農業機械の安全設計の促進を図る。
- (イ) 各地方ブロック単位で、関係機関の参画を得て農作業安全ブロック推進会議を開催し、地域における関係者間の連携強化や情報共有等を促進する。
- (ウ) 気温の上がる5月頃から、熱中症による事故の発生が多くなることから、関係団体と作成するポスター、チェックシート等の活用を促進する。
- (エ) 農作業安全確認運動の認知度の向上と農作業安全に対する国民意識の醸成を図るため、農作業安全ポスターコンクールを開催し、優秀な作品について表彰を実施する。
- (オ) 啓発資材による注意喚起として、農家自らが農作業安全ステッカー（全国に57万枚配布）をトラクターに貼ることを促す等の取組を推進する。

## 2. 運動期間

平成31年3月1日（金）～5月31日（金）（3か月間）

※各地域の営農形態等を踏まえ、運動期間が前後することも可。

## 3. 進め方

- (1) 全国の行政機関、農機販売店、生産者団体など関係機関の参画を得て、農作業安全ステッカー等の共通の啓発資材を活用した一体的な取組を実施するとともに、各機関の特性を活かし、取組方針に沿った活動を各々展開する。
- (2) 期間終了後、参画機関は、取組内容の整理や参加農家数等を把握するとともに、取組結果等を検証し、今後の活動の改善方策を検討する。また、事務局は各機関の取組状況等を把握・整理し、関係機関間での情報共有を図る。
- (3) なお、春の農作業安全ステッカーに関する評価及び提案等についても、(2)の報告の中で実施する。

## 4. 事務局

農林水産省生産局技術普及課生産資材対策室（安全指導班）

担当：細田、広瀬      電話：03-6744-2111